# 平成 21 年度事後評価シート (平成 20 年度に実施した施策)

 施策名
 4. 廃棄物・リサイクル対策の推進
 評価年月日
 平成21年4月1日

 総括部局及び総括課長名
 廃棄物・リサイクル対策部企画課長金丸康夫

# ①施策の位置づけ

環境基	本計画	[における位置づけ(第2部)	平成 20 年月	度版環境•□	循環型社会白書における位置づけ (※341 ページ以降)
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系			
施策(節)	1節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策	政策(章)	4 章	廃棄物・リサイクル対策などの物質 循環に係る施策
その他関連する個別計画 循環型社会		会形成推進基:	本計画(平	成 20 年 3 月改定)	

※環境・循環型社会白書「平成20年度環境の保全に関する施策・

平成20年度循環型社会の形成に関する施策」から該当箇所を記載

#### ②施策について

| 廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、 | 環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。

方針
_

策

柔		H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	<備考>
算動	金額(単位:千	100,938,947	93,508,028	89,025,624	
動	一般会計	100,938,947	93,508,028	89,025,624	
向	特別会計	_		_	

#### 【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 循環型社会形成推進基本計画等の着実な施行。
- ・3R イニシアティブの推進及び「ゴミゼロ国際化行動計画」の実行等を通じた、国際協調の推進及び途上国の循環型社会づくりの支援。

# 【循環資源の適正な3Rの推進】

・ 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源 有効利用促進法の円滑な施行等。

#### 【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

- ・廃棄物処理法の適切な施行、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化のための支援ツールの普及等による一般 廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。
- 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。

#### 【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

- ・廃棄物処理法の適切な施行等による産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。
- ・産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。
- ・PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施。

#### 【廃棄物の不法投棄の防止等】

- ・不法投棄等の不適正処理の防止、及び特別管理廃棄物の適正な処理の確保。
- ・廃棄物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保。

# 【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

・浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進。

施策を構成

#### 【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- ○循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に進めており、物質フロー指標(資源生産性、循環利用率、最終処分量)については、着実な進展が見られ、目標達成に向け期待どおりの成果が得られている。平成 20 年3月に閣議決定された第2次循環型社会形成推進基本計画の第1回点検の重点的検討事項として、3つの社会(循環型社会、低炭素社会、自然共生社会)の総合的取組の状況、地域循環圏の形成やリデュース・リユースの推進に向けた取組状況、国際的な循環型社会の構築に向けた取組状況、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価を設定し、計画の進捗状況などとともに、点検を行った。
- ○国際的な循環型社会の構築に向けた取組については、2008 年に日本で開催された G8 環境大臣会合において、G 8各国が取り組む行動を具体的に掲げた「神戸3R 行動計画」が我が国のリードにより合意され、G8 北海道洞爺湖サミットでも支持された。また、日本として「新・ゴミゼロ国際化行動計画」を公表し、両計画に基づき「アジア3Rハイレベルセミナー」の開催など、アジアでの循環型社会構築を支援する取組を積極的に進めているところ。これらの取組によって 2004 年から開始された3R イニシアティブが大きく前進した。
- ○さらに、平成19年に設立されたUNEPの「持続可能な資源管理に関する国際パネル」(以下「UNEPパネル」という。) に対して平成20年度より資金拠出を行うとともに、21年3月にはアジア各国の政策責任者とUNEPパネルメンバーの参加による「持続可能な資源管理に関するアジア地域セミナー」を開催するなど、持続可能な資源管理に関する科学的知見の蓄積・普及にも大きく貢献しており、目標設定に向け期待通りの成果が得られた。

# 【循環資源の適正な3Rの推進】

- ○容器包装リサイクル法については、分別収集を行う市町村割合は着実に増加しており、これに伴い分別収集量も増加している。
- ○家電リサイクル法については、再商品化等の基準を大幅に超えた高度な再商品化が実施されている。さらに、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、特定家庭用機器を追加する(液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機)とともに、再商品化等の基準を見直すなど、同法施行令について所要の改正を行った。
- ○食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定 件数は9件、再生利用事業者の登録件数は145件に増加した。
- ○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成22年度の目標値を上回っており、木材については平成22年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。
- ○資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。 以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

#### 【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

○一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成12年度以降減少する傾向にある。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから、目標達成に向けて着実に進展した。

#### 【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等】

○前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は 着実に進んでいる。PCB 廃棄物の処理については、平成 28 年 7 月までの処理完了という目標に向け、全国的な処 理体制を整備し、処理が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ 672 件増加し、2,081 件と なり、電子マニフェスト普及率も前年度約9%から約14%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの 普及ともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け一定の成果が得られた。

# 【廃棄物の不法投棄の防止等】

- ○不法投棄等の対策については、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成に向けて着実に進展している。
- ○国際的な循環型社会形成については、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップの開催等や地方環境事務所における廃棄物の輸出入に関する事前相談、立入検査等など、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展している。

## 【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- ○浄化槽処理人口普及率については、平成 24 年度に 12%という目標(廃棄物処理施設整備計画)の達成には大変な困難が伴うと考えられるが、平成 15 年度から平成 19 年度までの推移を見ると、8.12%から 8.82%へと向上しているとともに、浄化槽設置基数は平成 15 年度から平成 19 年度の5年間で 60 万基以上増加しており、生活排水対策が着実に進展しているといえる。
- ○また、平成20年10月に政府与党で決定した第2次緊急経済対策「生活対策」において、市町村の浄化槽整備事業に対する助成事業(地域生活排水対策推進浄化槽整備モデル事業)に対する国の助成率を2分の1に引き上げるなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っている。



#### 4)今後の主な課題

#### 【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- ○天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会の形成を国内外において一層推進していくことが必要。具体的には、平成21年2月に閣議報告された第2次循環基本計画の進捗状況の第1回点検結果に基づき、リデュース・リユースを重視した3Rの推進に向けて、各種指標の分析の推進、循環型社会・低炭素社会・自然共生社会に向けた政策間の連携、地域活性化の観点も視野に入れた地域循環圏を踏まえた取組の実施等が必要。
- ○国際情勢や国際経済の変動の影響に配慮しつつ、「アジア3R推進フォーラム」(21年に設立予定)をはじめとする 様々な場を活用し、我が国の経験・知見を活かして、アジア各国における3R政策の戦略的・計画的な実施を支援 することが必要。具体的には、3Rの優良事例の創出、能力向上、コベネフィットの追求、廃棄物の不法輸出入防止 などにおいて、我が国がリーダーシップを発揮することが必要。

# 【循環資源の適正な3Rの推進】

○循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、とりわけリデュース、リユースの取組を進める必要がある。各種リサイクル法については、さらなる円滑な施行及び法に定める見直し時期を踏まえた制度の見直しを進める。また、使用済小型家電に含まれるレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討が必要。

# 【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

○一般廃棄物について、バイオマス利用や廃棄物発電等のエネルギー利用強化を重視しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりが重要。

#### 【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

○産業廃棄物の適正処理のために、排出事業者及び処理業者の優良化や電子マニフェストの普及拡大をさらに推進することが必要。また、PCB 汚染物や微量 PCB 混入廃電気機器の適正な処理体制の構築及び石綿含有廃棄物の安全かつ円滑な処理ルートの確保、安全・安心な産業廃棄物最終処分場の確保が必要。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行うことが必要。

#### 【廃棄物の不法投棄の防止等】

○不法投棄等の対策については、生活環境保全上の支障又はそのおそれのある事案の支障除去等事業を着実に進めるとともに、新たな大規模事案の発生等をさせないため、不法投棄等の不適正処分の早期発見・早期対応、未然防止・拡大防止対策を引き続き強化することが必要。

- ○有害廃棄物の発生抑制・適正処理のため、製品の製造・使用段階を含めた管理を推進することが必要。
- ○国際的な循環型社会の形成に向け、有害廃棄物等の不法輸出入を防止するため、アジア地域全体での監視体制 を強化することが必要。

# 【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- ○浄化槽の普及率は、平成15年度から平成19年度までの推移を見ると、8.1%から8.8%へと向上したにとどまっており、廃棄物処理基本計画に示されている平成24年度に普及率12.0%の達成は難しい状況にある。
- ○単独処理浄化槽は平成13年度から新規設置を禁止して以来、設置基数は減少しており、平成19年度は年間約32万基減少したが、合併処理浄化槽と合わせた全設置基数のうち、未だ約67%を占めているため、合併処理浄化槽への転換をより一層推進していく必要がある。
- ○浄化槽法第11条に基づく定期検査(以下「11条検査」という。)の受検率は、平成19年度に25.7%と平成18年度に比べて1.9ポイント増加したものの、低い水位で推移しており、今後も法定検査の受検率向上に向けた取組をより一層推進していく必要がある。



## ⑤今後の主な取り組み

# 【国内及び国際的な循環型社会の構築】

○低炭素社会への取組との連携指標、隠れたフロー・関与物質総量、産業分野別の資源生産性等、循環型社会形成のための指標及び数値目標に関する総合調査を実施するとともに、統計の精度向上と速報化を進め、京都議定書目標達成計画廃棄物部門排出量の数値に的確に反映させるとともに、地球環境問題や途上国の経済成長に伴う資源のひっ迫等の問題に対応して、我が国全体の資源生産性を高め、資源を無駄なく繰り返し活用する循環型社会を構築するために、地球温暖化対策や生物多様性保全対策との連携を強化する。

また、3Rを進展させるため、地域の実情に根ざしたコミュニティビジネスなど、循環ビジネスの先進的な取組を支援するとともに、循環資源の特性等に応じた地域循環圏構築のための計画づくりを、関係省庁、地方自治体等の関係主体の協働により進め、低炭素かつ循環型の経済社会システムを構築し、地域の活性化も図る。

さらに、リデュース、リユースについての定量的な目標設定とそれを達成するためのシステムづくりについて検討を行うとともに、人材育成、優良事例支援、普及啓発などの取組を広げていくことを通じて、3Rの取組を一層推進する。

○アジアにおける循環型社会の構築に向けて、国際情勢や国際経済の変動の影響に配慮しつつ、平成 21 年に設立が予定されている「アジア3R 推進フォーラム」をはじめとする様々な場を活用し、我が国の経験・知見を活かして、各国における3R 政策の戦略的・計画的な推進を支援する。具体的には、政策対話を通じて3R 政策の優先順位を高めるとともに、3Rの優良事例を各国で創出していく。また、科学的知見・経験の交流、対策能力向上、コベネフィットの追求、不法輸出入防止などの分野での協力を進め、我が国としてリーダーシップを発揮していく。

# 【循環資源の適正な3Rの推進】

○容器包装リサイクルについては、容器包装の排出抑制等についての先進的な取組について表彰制度やモデル事業として支援するとともに、容器包装のリユースの促進について検討を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。建設リサイクルについては、平成20年12月の取りまとめを踏まえた見直しを行う。自動車リサイクルについては、引き続き制度の見直しの検討を行う。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。また、レアメタルのリサイクルについては、効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電についてレアメタルの含有実態の把握等の実施、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等についての検討を行う。

# 【一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

○一般廃棄物について、バイオマス利用や廃棄物発電等のエネルギー利用強化を重視しながら、対炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりを進めていく。

## 【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

○産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及等をより推進するために、引き続き、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R及び適正処理の推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB汚染物処理施設の整備推進等のPCB廃棄物処理推進方策及び最終処分場の基準のあり方についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

#### 【廃棄物の不法投棄の防止等】

- ○不法投棄等の対策については、現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況の把握を 行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。
- また、不法投棄等の不適正処分の早期発見・早期対応、未然防止・拡大防止対策を強化するため、衛星画像を活用した取組等を推進する。
- ○製品の製造・使用段階を含めた有害廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる 取組を推進する。
- ○国際的な循環型社会の形成に向け、アジアにおける有害廃棄物等の不法輸出入監視能力の強化と適切な国際資源循環の確保を図る。

## 【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- ○単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備など、先駆的な取り組みを行う自治体について、国の助成率を2分の1に引き上げるなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っていく。
- ○浄化槽シンポジウム、ホームページ等による積極的な普及啓発を行う。



	1	施策の改善・見直し
旃	1	施策の重点化等
施策の	1	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
の方	2	取組みを引き続き推進
向	3	施策の廃止・完了・休止・中止
性	4	機構要求を図る
	<b>5</b>	定員要求を図る

今後の 施策の	予算要求等への反映	
施東の 方向性	機構・定員要求への反映	

⑥当該旅	を策を	構成する目標	票•指標及び評	平価							
		国内及び国際	国内及び国際的な循環型社会の構築								
目標 4-1 循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循ゴミゼロ国際化行動計画等に基づいて国際的な循環型社会構築を図								築を図るとともに、			
環境•徘	盾環	4章1節 概									
型社会		4章2節 循	環型社会の形	が成に向けた国	の取組						
書におり			2 1 = Mr. MANATEMA - 1/1/MI = 1.477 (200)								
			刊社会推准会								
関係課•室   企画課循環型社会推進室											
称	標の名 ①資源生産性[万円/ドシ] (GDP÷天然資源等投入量) 称 ②循環利用率[%] (循環利用量÷総物質投入量(天然資源等投入量+循環利用量)) び単位 ③最終処分量[百万ドシ] (廃棄物最終処分量)						量))				
指標年 等	三度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値			
	1	約 31	約 33	約 35	調査中			42			
指標	2	約 12	約 12	約 13	調査中		H27 年度	14~15			
	3	約 35	約 32	約 29	調査中			23			
目標を記	設定	基準年	平成 12 年度	Ę	基準年の個	直 ①約 26	②約 10	③約 56			
した根拠	処等	根拠等	第2次循環	型社会形成推	進基本計画(平	成 20 年 3 月)					
		【達成の状況	L								
		○循環型社	会形成推進基	本計画に基づ	づく施策を総合	的かつ計画的	に進めており	、物質フロー指標			
		(資源生産	性、循環利用	率、最終処分	・量)については	、着実な進展	が見られ、目	票達成に向け期待			
		どおりの成	果が得られて	いる。平成 20	) 年3月に閣議	決定された第2	次循環型社会	会形成推進基本計			
			どおりの成果が得られている。平成 20 年3月に閣議決定された第2次循環型社会形成推進基本計画の第1回点於の重点的於計東頂は て 20の社会(循環刑社会 低岸素社会 自然世代社会)の								

- 画の第1回点検の重点的検討事項として、3つの社会(循環型社会、低炭素社会、自然共生社会)の 総合的取組の状況、地域循環圏の形成やリデュース・リユースの推進に向けた取組状況、国際的な 循環型社会の構築に向けた取組状況、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価を設定 し、計画の進捗状況などとともに、点検を行った。
- ○国際的な循環型社会の構築に向けた取組については、2008年に日本で開催された G8 環境大臣会 合において、G8各国が取り組む行動を具体的に掲げた「神戸3R 行動計画」が我が国のリードにより 合意され、68 北海道洞爺湖サミットでも支持された。また、日本として「新・ゴミゼロ国際化行動計画」 を公表し、両計画に基づき「アジア3Rハイレベルセミナー」の開催など、アジアでの循環型社会構築 を支援する取組を積極的に進めているところ。これらの取組によって 2004 年から開始された3R イニ シアティブが大きく前進した。

評価・分析

○さらに、平成19年に設立されたUNEPの「持続可能な資源管理に関する国際パネル」(以下「UNEP パネル」という。)に対して平成20年度より資金拠出を行うとともに、21年3月にはアジア各国の政策 責任者と UNEP パネルメンバーの参加による「持続可能な資源管理に関するアジア地域セミナー」を 開催するなど、持続可能な資源管理に関する科学的知見の蓄積・普及にも大きく貢献しており、目 標設定に向け期待通りの成果が得られた。

#### 【必要性】

- ○我が国の経済社会を、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な社会へと変えて いくためには、循環型社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、我が国の経済 社会活動を循環型に変えていくことが必要である。
- ○「第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月閣議決定)」に基づく各種施策を推進しつつ、 進捗状況や目標の達成状況を検証し、その効果を各種施策に反映していくとともに、年次報告等を 活用して計画の普及を図ることが必要である。また、3Rの推進と適正処理の実施など、常に持続可 能な社会の構築に向けた視点を持ち、低炭素社会に向けた取組や自然共生社会に向けた取組と統 合的に進めることが必要である。

○また、世界的な経済危機に伴う資源需要の変動、中長期的に予想される資源制約に適切に対応していくためには、国際的な連携と協力をさらに進めることにより、3R の推進等を通じた循環型社会の形成を国際的に推進する必要がある。

## 【有効性】

- ○平成18年度における資源生産性及び循環利用率が平成12年度に比べてそれぞれ約33%及び約2.6ポイント上昇するとともに、最終処分量は平成12年度と比べ約49%減少しており、循環型社会の構築という目標に向けて進展している。
- ○循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を毎年点検することにより、循環型社会の形成に向けた 進捗を定量的に把握するとともに、その要因を解析することで、具体的な施策への反映も可能となっ ている。こうした結果は年次報告にとりまとめて国会に報告するとともに、一般向けには環境・循環型 社会白書として環境省ホームページに公表している。
- ○循環型社会形成基本計画の見直しにおいて、土石系資源投入量を除いた資源生産性及び廃棄物分野の温室効果ガス排出削減対策などの補助指標や化石系資源に関する資源生産性及びバイオマス系資源投入率などの推移をモニターする指標の充実を図ったことにより、循環型社会の形成に関する詳細なデータ把握が可能となり、循環型社会の形成に向けた進捗状況を的確に反映させることが可能となった。
- ○3Rイニシアティブを展開するため、我が国の知見・経験を活用し、アジア各国における3R推進のための国別戦略の策定支援(タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア)、3 Rナレッジハブなど情報・技術の拠点整備等の支援を行い、G8 各国はもとより、アジア等の途上国において、情報や経験の共有が進み、3R関連の制度や戦略の策定、能力向上の取組が進展している。

#### 【効率性】

- ○循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に不可欠であり、同計画の進捗状況及び目標の達成状況の検証を実施し、施策に反映していくことは、計画の推進を効率的に実施していくために重要な施策である。
- ○国民に対する普及啓発活動では、インターネット等の利用可能なメディアを活用して広く国民に対して情報提供を行い、啓発効果が上がるように対象を絞って効率的に実施した。また、年次報告の作成・公表、地方環境事務所による説明会により施策の状況を国民に紹介している。
- ○アジア等における3Rの推進に関しては、国連環境計画等の国際機関が実施する活動との連携・協力を図っているほか、我が国の関連学界、団体等の知見・経験・人材を活用して、効率的に推進している。



#### <今後の展開>

- ○循環型社会の形成推進を、廃棄物発電の導入等による低炭素社会や、生物多様性の保全に配慮した自然共生社 会に向けた取組と統合的に展開する。
- ○循環ビジネスの先進的な取組を支援するとともに、循環資源の特性等に応じた地域循環圏構築のための計画づくりを関係主体の協働により進め、地域の活性化も図る。
- ○低炭素社会への取組との連携指標、隠れたフロー・関与物質総量、産業分野別の資源生産性等、循環型社会形成のための指標及び数値目標に関する総合調査を実施するとともに、統計の精度向上と速報化を進め、京都議定書目標達成計画廃棄物部門排出量の数値に的確に反映させる。
- ○リデュース、リユースについての定量的な目標設定とそれを達成するためのシステムづくりについて検討を進め、より 環境負荷の低いライフスタイルへの変革につなげるための国民運動を展開し、情報発信により関係主体の積極的な 取組と連携を促す。

○我が国の3R関連の制度・技術・経験の国際展開、「アジア3R推進フォーラム」等を活用したアジア各国における3R 政策の戦略的・計画的な推進の支援、資源生産性の向上などG8 の3R イニシアティブの更なる発展等を通じて、国際的な循環型社会の構築に貢献していく。

		循環資源の適正な3Rの推進									
目標 4-2	<u>-</u>	各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進す									
		る。									
環境∙循環	景	4章1節 概要	Ħ								
型社会白	· -	A TROME (TOWNTHELL A STATE NO. TO A TRANSPORT AND									
書における位置づけ	_	4章2節 循環型社会の形成に向けた国の取組									
	'										
関係課∙ᢃ	室	リサイクル推進室									
		①容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量[千 <sup>ト</sup> 。]  ア. 無色のガラス製容器  カ. プラスチック製容器包装									
			のガラス製容 のガラス製容				装				
					キ. スチー ク. アルミ	*					
					ケ.段ボー						
		オ. ペッ	トボトル		コ. 飲料用						
					機器の再商品化						
		•			ウ. 冷蔵						
		③食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率[%]									
		ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業 エ. 外食産業 ④建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率[%]									
指標の名					ルト・コンクリート		_	才			
称		⑤資源有効和	利用促進法に:	おけるパソコン	及び小形二次	電池の自主回り	仅•再資源化率	萃[%]			
及び単位			トップ パソコン	⁄ イ. ノートブ	ックパソコン	ウ. ブラウン管	式表示装置	工. 液晶式			
		表示装置	*雲油 カー	ッケル 水 表電	池 キ. リチウ	ムイナン電池	方 小形组织	1分式似芸香油			
					他 キ・サテク 砕残さ及びガス						
					三器(エアバッグ		27 <u>28</u> 7 - 143	2000			
		⑦(間接)容器	器包装リサイク	ル法に基づく	分別収集実施	市町村数(全市	5町村数に対	する割合)[市町村			
		数(%)]	ハギニュ生  宍里	1	<b>ム プニッ</b>	イニ を制 会 明 石	<b>∄</b> +•				
			Dガラス製容器 Dガラス製容器		カ. フラベ: キ. スチー	チック製容器包 ル製容器	装				
			// / / スペーコロ 1の色のガラス		ク、アルミ						
		エ. 紙製容器包装									
		オ. ペット	ボトル		コ. 飲料用	紙製容器					
指標年度 等	7	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値			
指標		347	342	339	332			356			
	ア	347			აა2			(計画値) 307			
	1	301	293	292	291		1194年中	(計画値)			
Ţ	ウ	166	174	181	186		H24 年度	184 (計画値) 171			
3	工	69	71	82	83			(計画値)			
7	才	238	252	268	283			340 (計画値)			

		Τ	1		Т		
カ	471	559	609	644			1,004 (計画値)
キ	362	330	305	275			307 (計画値)
ク	139	140	134	126			152 (計画値)
ケ	547	555	584	583			781 (計画値)
コ	16	16	16	17			28 (計画値)
2	82	84	86	87			60
アイ	81	77	77	86		各年度	55
ウ	64	66	71	73			50
エ	68	75	79	82			50
3	45	52	53	54	調査中		_
ア	72	81	81	81	調査中		85
1	41	61	62	62	調査中	H24 年度	70
ウ	28	31	35	35	調査中		45
エ	17	21	22	22	調査中		40
4	_	98	_	_	_		
							95
ア						H22 年度	
イ	-	99	_	_	_		95
ウ	-	91	-	_	1		95
5	76.9	75.2	76.0	75.1			50
ア	10.3						00
1	54.8	53.2	54.7	53.7			20
ウ	73.9	76.9	75.8	78.1			55
エ	64.2	66.3	68.9	70.7		各年度	55
才							
	73.7	73.2	73.3	73.5			60
力	76.8	76.5	76.6	76.6			55
丰	55.1	63.0	62.2	64.1			30
ク	50.0	50.0	50.0	50.0			50
<ul><li>⑥</li><li>ア</li></ul>	_	48.0~70.0	63.7~75.0	64.2~78.0	調査中	各年度	30
1	_	93.0~94.7	93.5~95.1	92.0~94.7	調査中		85
7	0.55-			1,736	-		1,784
	2,835 (92.2%)	1,753 (95.1%)	1,732 (94.8%)	(95.6%)			(97.9%) (計画値)
1	2,826 (92.6%)	1,760 (95.4%)	1,736 (95.0%)	1,741			1,786 (98.0 %)
				(95.9%)			(計画値)
ウ	2,788 (91.3%)	1,747 (94.7%)	1,726 (94.5)	1,731 (95.3%)			1,794 (98.2 %) (計画値)
工	772 (25.3%)	551 (29.9%)	599 (32.8%)	696 (38.3%)			974 (53.3 %) (計画値)
オ	2,796 (91.6%)	1,747 (94.7%)	1,752 (95.9%)	1,765 (97.2%)		H24 年度	1,806 (98.9%) (計画値)
カ	1,757 (57.5%)	1,160 (62.9%)	1,234 (67.5%)	1,304 (71.8%)			1,517 (83.0%) (計画値)
丰	2,995 (98.1%)	1,826 (99.0%)	1,793 (98.1%)	1,795 (98.8%)			1,821 (99.7%) (計画値)
ク	2,988 (97.9%)	1,827 (99.1%)	1,800 (98.5%)	1,799 (99.1%)			1,822 (99.7%) (計画値)

	ケ	2,391 (78.3%)	1,551 (84.1%)	1,588 (86.9%)	1,627 89.6%)			1,759 (96.3%) (計画値)
	Л	1,966 (66.4%)	1,344 (72.9%)	1,355 (74.2%)	1,405 (77.4%)			1,591 (87.1%) (計画値)
目標を記	设定	基準年	_		基準年の値	直一		
した根∄	処等	根拠等	②特定家庭 ③食品循環 ④特定建設 に関する ⑤パーソナ/ 自主回収 形蓄電池 う者の使用 事項を定め	用機器再商品 資源の再生利 資材に係る分 基本方針 レコンピュータ 及び再資等の製造関所蓄間 める省令	用等の促進に関別解体等及びの製造等の事業に関する判断の業を行う者及び	関する基本方針 特定建設資材が 業を行う者の使 の基準となるべい 密閉形蓄電池 及び再資源化	・ 廃棄物の再資 用済パーソナ き事項を定め 使用製品の勢	が原化等の促進等 アルコンピュータの る省令、及び密閉 製造等の事業を行 所の基準となるべき

# 【達成の状況】

- ○容器包装リサイクル法については、分別収集を行う市町村割合は着実に増加しており、これに伴い 分別収集量も増加している。
- ○家電リサイクル法については、再商品化等の基準を大幅に超えた高度な再商品化が実施されている。さらに、特定家庭用機器廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用を一層推進するため、特定家庭用機器を追加する(液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機)とともに、再商品化等の基準を見直すなど、同法施行令について所要の改正を行った。
- ○食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は9件、再生利用事業者の登録件数は145件に増加した。
- ○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成 22 年度の目標値を上回っており、木材については平成 22 年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。
- ○資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。

以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

# 【必要性】

# 評価・分析

- ○最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物及び建設廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要である。個別のリサイクル法については、以下のとおりである。
  - ・容器包装リサイクル法については、一般家庭から排出される廃棄物のうち容積比で約6割を占める容器包装廃棄物の削減し、家庭から排出される廃棄物の削減に資するとともに、資源の有効利用を促進するために法の適切な運用が必要である。
  - ・使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車リサイクル法の適正な施行を推進することが必要である。
  - ・食品リサイクルについては、多量発生事業者に係る定期の報告や食品関連事業者の再生利用等 の取組の円滑化を促進するため、関係者に対しての普及啓発等を行う必要がある。
  - ・国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、使用済小型家 電からのレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討 が必要である。

#### 【有効性】

○容器包装リサイクル法の施行以降、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では平成9年度の約125万トンから平成19年度には約282万トン

と増加している。また、個々の特定事業者においては、ペットボトルの薄肉化等により容器包装を減量化したり、リサイクルしやすい製品を開発したりするなど、容器包装の設計、素材の選択等における取組が進んでおり、一定の効果が上がっている。さらに、3R 推進マイスター制度や表彰制度の活用により、レジ袋を始めとした容器包装の排出抑制の取組や地域における連携・協働の取組が進展した。

- ○家電リサイクル法について、平成 19 年度に全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は 12,114 千台(前年度比約 4.3%増)であり、法施行 5 年目も全体的に順調に推移した。また、再商品 化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。
- ○食品リサイクル法について、「食品リサイクル制度における登録再生利用事業者制度の説明、リサイクルループの事例紹介及び再生利用施設の現場見学に関する地域別説明会」を全国9箇所で開催し、再生利用事業者等に対し、普及啓発を行うことにより、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数や再生利用事業者の登録件数が増加した。
- ○建設リサイクル法について、平成20年12月の第7回の合同会合で、建設リサイクルにおける視える 化などを内容とする取りまとめをまとめた。
- ○自動車リサイクル法について、自動車破砕残さ及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率(平成19年度)はすべてのメーカーで目標値を達成しており、効果を上げている。
- ○資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率(平成 18 年度)については すべての製品区分で目標値を達成しており、効果を上げている。
- ○レアメタルのリサイクルについて、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を設置した。平成20年12月より会合を計3回開催し、検討を進めている。

# 【効率性】

- ○環境省が実施している各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等により、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進が図られることとなり、各種リサイクル制度の適正な施行を図る上で効率的である。
- ○施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイク ル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。
- ○地方環境事務所と連携することにより、家電量販店への立入検査等による家電リサイクル法の適正かつ円滑な施行を効率的に推進した。実際に、家電リサイクル法に基づき、地方環境事務所は、460件の立入検査を行行い、うち1件について厳重注意を行った(平成20年度)。また、地方環境事務所による自動車製造業者等への立入検査、関係自治体による関連事業者の監視・指導等を通じ、自動車リサイクル法の適正な施行を効率的に推進した。平成20年度の自動車リサイクル法に基づく立入検査は212件であった。



## <今後の展開>

- ○循環資源の3Rについては、各種リサイクル法において着実な成果をあげているが、更なるシステムの充実強化 や、法に定める評価・検討の時期を迎えることから、下記の政策を展開する。
  - ・容器包装リサイクルについては、容器包装廃棄物の排出抑制に重点を置いた普及啓発活動を3R 推進マイスター を積極的に活用して展開するとともに、平成20年4月から施行された「事業者が市町村に資金を拠出する仕組 み」を円滑かつ着実に実施する。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検 討を進める。
  - ・家電リサイクルについては、平成 21 年 4 月より改正施行令が施行されることを受け、対象機器の追加等について 混乱が生じないよう、法制度を円滑かつ着実に実施する。
  - ・食品リサイクルについては、多量発生事業者からの定期の報告を分析し、発生抑制の数値目標を規定する基準 となる原単位データの検討や食品関連事業者再生利用等の実施の促進に係る取組等を実施する。

- ・建設リサイクルについては、平成20年12月にまとめられた、とりまとめをもとに、必要な措置を講ずる予定。
- ・自動車リサイクルについては、平成22年2月までに法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて 必要な措置を講ずる。
- ・資源有効利用促進法については、パソコン及び小形二次電池の流通実態等の把握を行いながら、適切かつ円 滑な運用に努める。
- ・レアメタルのリサイクルについては、使用済小型家電の回収モデル事業の対象地域を拡大し、引き続き検討を進める。

		一般廃棄物	対策(排出抑制	・リサイクル・遠	<b>箇正処理等</b> )								
目標 4	-3	一般廃棄物の	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。										
	<b>環境・循環</b> 4 章 1 節 概要												
型社会		4章2節 循	4章2節 循環型社会の形成に向けた国の取組										
書におい													
関係課		<b>索</b>	整棄物対策課										
因小杯	±			<b>ニエト ] /</b> 同日1	LV2-N[/p]	1)							
			物の排出重した 物のリサイクル	「万トッ](国民1 <i>)</i> 率[%]	人 ヨ たり [g/ 日 ]	])							
指標の	名	0 / / / .	物の最終処分										
称	_			のダイオキシン类	質の排出量[g-	TEQ/年]							
及び単	位		み発電の総発1										
		⑥(参考)ごる	み発電の総発管	電量[GWh]									
 指標年	由												
等	这	ПIO <del>牛</del> 皮											
+6+=		H16 年度											
指標	(1)	53(1,146)	53(1,131)	52(1,116)	間望年度 調査中		日標平	日標1世					
目標を	2	18	19	20	調査中	調査中	H24 年度	25					
設定し	3	8.1	7.3	6.8	調査中	調査中		6.4					
た根拠	4	64	62	54	52	調査中	H22 年度	51					
等	(5)	1,491	1,512	1,590	調査中	調査中	H24 年度	2,500					
	6	7,129	7,090	7,190	調査中	調査中	H21 年度	11,800					
		11.40.1	①~②平成	,		1)52	②20 ③	012					
		基準年	③平成9年		基準年の値	471	<b>=</b> *	, 1 <b>-</b>					
			④平成 15 年	<u>- 度</u> 物処理施設整備	<u></u> 些計画								
評価・分	析		0 0 .,			· 関する旃第の	総合的かつ	計画的な推進を図					
11 III 73	171	10 160 66		基本的な方針		-  X1 / DVE/K+>	WC 11 H 21/2 > 1	1 M 1 2 2 1 E C C M					
		根拠等	④我が国に	おける事業活動	かに伴い排出さ	れるダイオキシ	ノン類の量を	削減するための計					
			画										
		⑤、⑥京都議定書目標達成計画、廃棄物処理施設整備計画											

#### 【達成の状況】

○一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成12年度以降減少する傾向にあり、平成18年度は、前年度に比べそれぞれ684千トン/年、15g/日減少している。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから目標達成に向けて着実に進展している。

# 【必要性】

- ○近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の 排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシ ン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。
- ○大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。
- ○このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組 を図ることが必要である。
- ○国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により 普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を 講ずることが求められている。

# 評価・分析

- ○また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理 の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手 引き及び市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針を平成 19 年 6 月に策定したところであり、これらに基づき、技術的及び財政的な支援に努めることが求められてい る。
- ○平成 18 年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年度(平成 2 年度)に比べ、約 2 割増加している状況にあり、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要である。

# 【有効性】

- ○一般廃棄物(ごみ)の排出量は、総量及び国民1人当たりの排出量ともに平成12年度以降減少する傾向(平成18年度は前年度に比べ、それぞれ70万トン、15g/日減少)にある。
- ○一般廃棄物のリサイクル率については、容器包装リサイクル法の浸透等により、毎年着実に増加(平成 18 年度は前年度に比べ、0.6 %増加)しており、今後各種リサイクル法に基づく取組や生ごみ等の廃棄物系バイオマスの利活用の推進により、更に増加することが予想される。
- ○一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少(平成 18 年度は前年度に比べ、52 万トン減少)しているが、残余容量は約260万m3減少しており、地域によっては最終処分場がひっ迫している場合があることから、市町村は一般廃棄物処理の3R 化を進める必要がある。
- ○一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成 12 年 9 月策定の目標が達成されたことを受け、17 年 6 月に 22 年末の新たな削減目標値(51g-TEQ)を定めたところであり、ごみ処理の広域化の推進等により 19 年(19 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 31 日まで)も 18 年に比べ排出量を2g-TEQ 削減した。
- ○ごみ発電の総発電能力については、順調に増加していたが、近年は微増傾向にとどまっており、平成 18 年度は前年度に比べ、約 5%の増加にとどまっている。温室効果ガスの排出抑制への取組を進めるため、平成 20 年 3 月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、ごみ焼却施設の総発電能力の数値目標(2,500MW)を設定した。
- 〇一般廃棄物処理施設等については、平成17年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制

度を創設したところであり、平成20年度には、新たに51の地域において「循環型社会形成推進地域計画」が策定され、施設整備及び調査等が実施された。

○法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。

#### 【効率性】

- ○一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の 作成に当たって費用対効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性 の一層の向上を図っている。
- ○循環型社会の形成に向け、コスト分析の手法を市町村に提供し、その普及を進めているところであり、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。
- ○廃棄物処理施設は、今後維持管理や更新費用の増大が見込まれ、かつ機能面で社会の要請に応 えられなくなっていくことが懸念される。我が国の厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必 要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していく必要がある。



#### <今後の展開>

- ○市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進め、地域における循環型社会づくりを実現するとともに、廃棄物系バイオマスの利活用や、高効率ごみ発電等の温室効果ガスの排出抑制に資する施設の整備、施設内の省エネルギーを進めることにより、脱温暖化社会にも貢献する。
- ○廃棄物処理施設にストックマネジメントの手法を導入することにより、計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- ○一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の普及・啓発に努め、廃棄物の減量・リサイクルの推進を図る。

			. I ArAr / LII. I I I Lot. sie	ul 17 17 2 2 5 1	ato and the same forth							
□ <del>1</del> ==		産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)										
目標	4–4	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。										
環境∙循		4章1節 概	要									
社会白語 ける位置		4章2節 循	4章2節 循環型社会の形成に向けた国の取組									
関係課·	室	産業廃棄物調	産業廃棄物課									
指標の及び値		②産業廃棄物 ③産業廃棄物 ④産業廃棄物	物の最終処分 物焼却炉からの	- (再生利用)率 量[百万トン]	類の排出量[g-TEG	Q/年]						
指標年	度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値				
	1	417	422	418	-	-		458				
	2	51.3	51.9	51.3		-	H22 年度	47				
指標	3	26	24	22		-		30				
1日1ホ	4	(16年) 69	(17年) 73	62	58	集計中(H20 中)	H22 年	50				
	5	28	集計中(H20 中)	集計中(H20 中)	集計中(H20 中)	-	H28 年	0				

目標を設定し た根拠等	基準年	①~③平成9年度 ④平成9年 ⑤平成13年度	基準年の値	①410 ④1,505	②41 ⑤24	366
	根拠等	①~③廃棄物の減量その他その減進を図るための基本的な	<b>与針</b>	, ,		
		<ul><li>●我が国における事業活動に伴い持</li><li>⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理</li></ul>		ン類の量を	削減するため	めの計画

# 【達成の状況】

○前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。PCB 廃棄物の処理については、平成28年7月までの処理 完了という目標に向け、全国的な処理体制を整備し、処理が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ672件増加し、2,081件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約9%から約14%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及ともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け一定の成果が得られた。

# 【必要性】

- ○産業廃棄物については、平成 18 年度における排出量は 418 百万トンであり、基準年と比べると ほぼ横ばい(基準年の約2%増)である。また、再生利用率は約0.6ポイント減の51.3%(目標値 47%以上)と減少したものの高水準を維持しており、最終処分量についても22百万トン(目標値 30百万トン以下)と順調に減少している。以上の指標の基準値、経年変化、目標年及び目標値を 総合的に勘案すれば、着実に目標達成に向け概ね進展しているが、引き続き発生抑制に取り組 んでいく必要がある。
- ○廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他適正な処理を進めることは、我が国の生活環境を保全し、国民の健康を保護するとともに産業活動を持続する上で必要である。
- ○これらの取組は資源の投入量を減らし、循環されるものの量を増やし、最終処分量を減らすこと につながり、循環型社会を構築する基盤となる。
- ○また、難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのあるPCB廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況が続いていることから、国として PCB 廃棄物処理のための体制を構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが必要である。
- ○産業廃棄物の適正処理を行うために必要な施設である最終処分場について、その基準のあり方を検討し、安全・安心な最終処分場を確保していくことが必要である。

# 【有効性】

評価・分析

- ○産業廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出量については年々削減しており、平成19年度においては前年度の排出量より4g-TEQ削減した。
- ○PCB 廃棄物の処理については、北九州市、豊田市、東京都、大阪市、室蘭市における処理施設の立地及び全国的な処理体制の整備が完了し、処理を開始しており、平成28年7月までに処理完了という目標達成に向け、着実に処理を行っている。なお、これまでの処理量は平成17年度が2,800台、平成18年度が5,024台である。
- ○石綿含有廃棄物の処理については、平成18年に改正廃棄物処理法等が施行され、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定する制度が創設された。今後、この制度等を利用して、円滑な処理体制を確保していく。
- ○法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。

#### 【効率性】

- ○産業廃棄物課の予算の大部分を占める産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及び PCB 処理 施設整備事業は、いずれも費用に対する効果を算出しており、効率性も念頭に事業を行っている。
- ○その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するため に必要最小限であり、効率性に配慮している。

#### <今後の展開>

- ○今後も多量排出事業者対策を含めて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用を推進する。また、処理業者の優良化、電子マニフェストの普及等に取り組み、適正処理を進める。
- ○PCB 廃棄物についても、処理体制の構築など確実かつ適正な処理の推進を行う。
- ○廃棄物処理法改正により創設された無害化処理認定制度を活用し、石綿含有廃棄物の確実な処理を推進する。
- ○安心・安全な産業廃棄物最終処分場の確保に向けて、最終処分場の基準のあり方の検討を進める。

		廃棄物の不	法投棄の防	 止等							
目標 4-5		廃棄物の不法投棄等による不適正処理の防止、特別管理廃棄物の適正な処理の確保並びに廃棄									
		物及び特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。									
環境•循		4章1節 棋	既要								
型社会		1 to 6th 1	ᄯᄪᄧᄖᆋᆝᄼᇎ	マイム) マインしょ							
書におり		4章2節 循環型社会の形成に向けた国の取組									
関係課		適正処理・不法投棄対策室									
제시(지	· <del>*</del>										
			物の不法投 物の不法投								
					去投棄件数[作	<b>‡</b> 7					
指標の	-			出承認件数[作							
及び単	<u> 177</u>			入承認件数[作	-						
		⑥(参考)廃	棄物処理法	輸出確認件数	[件]						
				輸入許可件数		1					
指標年月		H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度		120 年度	目標年	目標値		
	( <u>1</u> )	673 41.1	558 17.2	554 13.1	382 10.2		秋以降公表 秋以降公表	H22 年度	H11 年度に 対し概ね半減		
	3	7	7	4	2		秋以降公表	H21 年度	7) 乙成43千/成		
指標	4	11	15	16	55		春以降公表		_		
	(5)	19	29	28	35	H21	春以降公表	_	_		
	6	78	30	23	36		春以降公表	_	_		
	7	1	5		4 6 H21 春以降公表			_			
目標を記した根拠		基準年 根拠等	①~③平成	₹ 11 年度 ∈投棄撲滅アク	基準年	の値	① 1,0	)49 (	2)43.3		
C/C1RT	だサ			31又来1天(吸) / /	V 3 V V V V V						
		【達成の状況】									
		○不法投棄対策については、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成に向けて着実に進展して いる									
		│ いる。 │○国際的な循環型社会形成については、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップの開									
		<ul><li>○国際的な循環型性会形成については、アンア各国のハーセル条利担当者によるワークショッノの開催等や地方環境事務所における廃棄物等の輸出入に関する事前相談、立入検査等の充実・強化を</li></ul>									
		図るなど、廃棄物等の適正な輸出入に向けた取組が進展している。									
		○廃棄物等の不法輸出入の監視強化のため、10 月には、「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進									
		月間」の活動の一環として、税関の協力の下、地方環境事務所において、税関における開被検査へ									
== / /		の立会強化等を行った。									
評価・タ	<b>介</b> 析	【必要性】									
		○不法投棄	<ul><li>○不法投棄等の不適正処分や不正輸出入は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであ</li></ul>								
		り、その防	ち止等の対策	を講じることだ	が必要である。	現在の	の状況としては	は、種々の施策	で講じた結果、		
		新規発覚	の件数及び	投棄量は減り	>しているが、	依然と	として不法投棄	等の撲滅には	至っておらず、		
		今後も撲	滅に向けたオ	そ然防止・拡大	防止対策の強	針化が!	必要である。				
							正処理の確偽	Rに不可欠なが	<b>正策であり、国民</b>		
					いものである	-					
		○廃棄物等	の輸出入は	増加傾向にあ	り、今後も不適	正な軸	輸出入が生じた	ないよう税関等	の関係省庁と連		

携し、対策を強化する必要がある。

## 【有効性】

- ○不法投棄等の対策として、①地域における意識の向上、②廃棄物処理体制の強化、③制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを平成16年度に策定している。このほか、廃掃法の改正や排出事業者責任の強化等も行っており、その結果、平成19年度の新たな不法投棄件数は382件、投棄量は10.2万トンであり、不法投棄件数及び投機量とも目標値(基準年の値をおおむね半減)を達成した。
- ○平成 16 年 6 月の不法投棄撲滅アクションプランに基づき不法投棄ホットラインを設けて不法投棄に 関する国民からの情報を受け付けており、平成 20 年度末時点までの通報受付件数は約 1,000 件で あった(うち対応が必要な約500件は自治体に連絡し、現地確認等の対応を依頼した)。寄せられた 情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を 上げた。
- ○不法投棄等の撲滅に向けた対策として、平成19年度より、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、自治体や市民等が連携した監視活動や啓発活動等を行う未然防止・拡大防止対策を実施して、不法投棄等の撲滅を目指している(平成20年度のウィーク期間中に国と自治体等が連携して実施した事業は67事業)。
- ○都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成10年6月17日以降に不法投棄等の不適正処分された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進基金の補助により、平成19年度末までに支障の除去等を行った都道府県等に対して、延べ72件の事案の代執行経費の支援を行った。平成10年6月16日以前に不法投棄等の不適正処分された事案に関しては、平成15年6月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく措置として、平成20年度末までに12事案について都道府県等が定めた実施計画に環境大臣が同意し、都道府県等への支援を実施している。
- ○廃棄物等の輸出入に関する説明会の実施(全国10カ所開催)、事前相談の実施(約1,200件)、立入検査等(約140件)により、適正な輸出入の確保のための対策を進めた。
- ○アジア地域における情報交換体制(ネットワーク)の構築を進め、アジア各国の「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」担当者によるワークショップの開催(第 5回)及びウェブサイトの運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の日常的な情報交換により、有害廃棄物の不法輸出入を抑制した。

#### 【効率性】

- ○不法投棄等の不適正処分によって生じた生活環境保全上の支障の除去等を行うには、巨額の費用 (例えば、豊島の事案であれば約 490 億円、青森・岩手県境の事案であれば約 650 億円が見積もられている)が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、早期発見・早期対応及び、未然防止・拡大防止対策を重点化していくことが効率的である。
- ○不法輸出入等は、いったん生じると国際問題に発展しやすい性質を有しており(例えば、平成 16 年には、我が国から中国へ輸出された廃プラに異物が混入していたとして、中国当局から我が国からの廃プラ輸入を全面禁止)、そのような事態を避けるためにも、水際で不法輸出入防止対策を講ずることは効率的。また、その実施にあたっては、水際を司る税関との現場レベルでの緊密な連携が重要であり、地方環境事務所を活用して迅速に対処することで、効率的な業務を行っているところ。



#### <今後の展開>

○不法投棄等の対策については、早期発見・早期対応及び未然防止・拡大防止を図るため、引き続き各ブロックの 地方環境事務所を中心とした都道府県等との情報共有等、連携の一層の強化を図り、都道府県職員等に対する 研修会の開催や産廃処理事業者の優良化推進事業等を行っていく。また、現に生活環境保全上の支障等のある 事案を中心に、詳細な支障の状況の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去 等事業を展開する。

さらに、都道府県等が不法投棄等の新規事案の発見、既存の事案の未然防止や拡大防止等を図るため、複数の 都道府県等で衛星画像を活用した不法投棄等の未然防止等対策のためのモデル事業を実施する。

- ○製品の製造・使用段階を含めた有害廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組を推進することにより、環境中での有害性等が懸念される化学物質の廃棄に伴うリスクを低減し、安心・安全な社会づくりを図る。
- ○引き続き、国内における監視体制の強化や有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク の推進等により、アジア地域全体での有害廃棄物等の不法輸出入防止に向けた監視能力を強化し、循環資源の有効利用と安定的確保を図る。

		浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理							
目標 4-6		環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。							
環境•循		3章1節 水利用の各段階における負荷の低減							
社会白おける		3章2節 閉鎖	鎖性水域にお	ける水環境の位	呆全				
あいる									
関係課・室		浄化槽推進:	室						
指標の名称 及び単位		<ul><li>① 浄化槽処理人口普及率[%]</li><li>② (間接)合併処理浄化槽設置基数[基]</li><li>③ (参考)11条検査受検率(単独処理浄化槽を含む)[%]</li></ul>							
指標年	度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値	
	1	8. 12	8. 37	8.60	8. 77	8.82	H24 年度	12. 0	
指標	2	2, 154, 843	2, 327, 964	2, 498, 735	2, 658, 982	2, 776, 222			
	3	16.5	17.9	20. 2	23.8	25. 7			
	–								
評価・	日標を設定			での推移を見ると、 平成 19 年度の5 において、市町村 ル事業)に対する 層の充実を図って 保全及び公衆衛 があり、それぞれ					

○ 浄化槽ビジョンや廃棄物処理施設整備計画において、単独処理から合併処理浄化槽への転換 等を含めた浄化槽の面的整備の必要性が示されている。

# 【有効性】

- 浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の推移から、生活排水が適正に処理され、健全な水循環が確保されるものと考えられる。
- 市町村設置事業への支援の拡大等をおこなった。その結果、平成 19 年度末の浄化槽の普及率 (浄化槽普及人口の総人口に対する割合)は8.82%となっており、前年度より上昇した。

# 【効率性】

- 浄化槽の整備については、中山間地域等、他の汚水処理施設に比べ効率的に設置できる地域を中心に整備を推進している。
- これまで汚水処理施設整備が進んでいなかった中小市町村に多い中山間地域等の人口散在地域においては、管渠工事を必要としない浄化槽の整備が経済的・効率的である場合が多いと考えられる。
- 浄化槽は短期間でかつ費用も比較的少なく設置できる特長を有しており、投資効果がすぐ現れる。
- 浄化槽市町村整備推進事業(PFI 事業)においては、その具体的な整備・維持管理に当たって民間業者のノウハウ・資金等の活用を図り、効率的に事業を実施している。



#### <今後の展開>

○ 地域の特性にあった汚水処理施設の整備を迅速に行い、生活排水対策を推進するため、市町村が設置及び維持管理主体となる浄化槽市町村整備推進事業の一層の推進等、事業の拡充を図るとともに、浄化槽の維持管理を適正に進める。

特に、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備など、先駆的な 取り組みを行う自治体について、国の助成率を引き上げ、浄化槽の整備をより一層進める。

- 浄化槽シンポジウム、ホームページ等による積極的な普及啓発、単独処理浄化槽の転換に係る助成制度の積極 的活用等を図ることにより、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や11条検査の受検率の向上を推進す る。
- その他浄化槽ビジョンの提言や廃棄物処理施設整備計画等を踏まえ、面的整備の推進等による浄化槽の普及 施策を行う。

#### 当該施策に関する主な法律・税制等

#### <法律>

- ○循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)
- ○循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月)
- ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)(昭和45年法律第137号)
- ○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)(平成7年法律第112号)
- ○特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)(平成10年法律第97号)
- ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)(平成12年法律第116号)
- ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)(平成12年法律第104号)
- ○使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)(平成14年法律第87号)
- ○資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)(平成3年法律第48号)
- 〇ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(PCB 特措法)(平成 13 年法律第 65 号)
- ○農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)
- ○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(産廃特措法)(平成15年法律第98号)
- ○特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)(平成4年法律第108号)
- ○浄化槽法(昭和58年法律第43号)

#### <税制>

○再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置等

目	関連する予算事項名及びその予算額	(千円)		
I 標 番 号		H20 当初	H21 当初	H22 反映
	①循環型社会形成年次報告策定事務費	15, 068	13, 970	
	②循環型社会推進等経費	123, 740	199, 826	
	③循環型社会形成推進事業費	18, 175	17, 893	
4-1	④アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	_	153, 216	
7 1	⑤3Rイニシアティブ国際推進費	122, 786	_	
	⑥UNEP「天然資源の持続可能な利用に関する国際パネル」支援	19, 210	17, 510	
	⑦アジア諸国における3Rの戦略的実施支援	_	27, 810	
	⑧循環型社会推進事業費(地方環境対策分)	30, 779	29, 428	
	①容器包装に係る3R推進事業費	57, 812	49, 159	
	容器包装3R高度化等推進事業費	82, 048	95, 999	
	③使用済電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費	0	100, 000	
	④電気電子機器のリユース推進事業費	0	5, 320	
4-2	⑤家電リサイクル推進事業	52, 095	34, 856	
4-2	⑥資源の有効利用促進に係る適正化事業	26, 106	24, 209	
	⑦食品リサイクル推進事業	30, 182	23, 437	
	⑧建設リサイクル法の施行状況基礎調査	33, 100	30, 390	
	⑨使用済自動車再資源化の効率化及び合理化推進調査	10, 326	15, 761	
	⑩循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事務費	39, 744	19, 026	
	⑪個別リサイクル法に基づく立入検査等経費(地方環境対策分)	464	464	
	①一般廃棄物処理施設からの未規制物質の排出実態及びその低減化に関する調査(公共)	6,600	4, 200	
	②一般廃棄物処理事業等調査(公共)	5, 400	5,000	
	③一般廃棄物に係る新基準策定調査(公共)	3, 400	2, 300	
	④適正処理困難物の最適回収・処理システム開発調査(公共)	2, 400	1,800	
	⑤廃棄物処理施設の効率的な整備推進に関する調査(公共)	25, 800	13, 200	
	⑥一般廃棄物処理施設におけるストックマネジメント導入手法調査 (公共)	18,000	16, 000	
	⑦廃棄物処理施設等標準発注仕様書作成調査(公共)	5, 500	4,000	

	⑧し尿処理施設等整備費補助(公共)	0	0	
	⑨廃棄物循環型処理施設(公共)	13, 245, 000	10, 653, 000	
	⑩首都圈近郊整備地帯等事業補助率差額(公共)	70,000	21,000	
	①循環型社会形成推進交付金(公共)	36, 092, 000	38, 928, 000	
	□ 特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費	7,632	7,632	
	<ul><li>③廃棄物処理技術等情報提供システム改善経費</li></ul>	5, 903	5, 903	
	④一般廃棄物処理におけるRoHS 規制対策物質等対策調査	18, 098		
	⑤災害等廃棄物処理事業費補助金	200, 000	200, 000	
			·	
	⑩市町村の3R 化改革加速化支援事業	15, 078	18, 720	
	⑪バイオマス系廃棄物のリサイクル・エネルギー利用のためのデータベース化・モデルシステム化調査	10, 391	_	
	18  廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業	334, 361	333, 533	
4-3	・ の廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理・運営費	9, 017	9, 997	
7 0		7, 099	3, 331	
	②首都圏震災廃棄物対策費		11 005	
	の序を物の理ないにおける。 の序を物の理ないにおける。 の序を物の理ないにおける。 でする。 の序を物の理ないにおける。 でする。 の形を物の理ないにおける。 の形を物のでする。 の形を物のでする。 の形を物のでする。 の形を物でする。 のです。 のでです。 のです。 のです。 のです。 のです。 のでです。 のです。 のでで。 のでです。 のです。 のでで。 のでです。	11, 985	11, 985	
	②廃棄物処理施設における温暖化対策事業(特別会計 再掲: 1-1)	-	2, 167, 000	
	②廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事		F 000	
	業(特別会計 再掲:1-1)	_	5, 000	
	四廃棄物処理施設災害復旧費補助(公共)	0	0	
	25循環型社会形成推進科学研究費補助金	1, 135, 000	1.803,000	
	20廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査	-	8, 202	
	②広域震災廃棄物対策調査		8, 336	
	①産業廃棄物情報管理システム構築事業費	11,844	15,941	
	②廃棄物最終処分場等に係る基準設定調査	55,774	44,447	
	③産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費	4,808	4,714	
	④産業廃棄物行政人材育成費	8,232	8,232	
	⑤産業廃棄物排出・処理状況調査	35,225	16,278	
	⑥産業廃棄物適正処理・再生利用推進対策費	5,332	5,328	
	⑦産業廃棄物処理業優良化推進事業費	49,711	33,417	
	⑧IT を活用した循環型地域づくり基盤整備事業 (H20 年度より電子マニフェスト普及促進事業費から名称変更)	154,647	159,040	
	⑨産業廃棄物処理施設モデル的整備事業(公共)	2,033,000	1,930,000	
	⑩廃棄物処理センター整備基本計画調査(公共)	20,000	14,000	
	⑪広域廃棄物埋立処分場の内廃棄物処理センター	22,000	22,000	
4–4	⑫PCB 廃棄物データベースの構築・運営	5,217	5,217	
	⑬低濃度 PCB 汚染物の適正処理実証調査事業	27,931	22,903	
	⑭PCB 廃棄物対策推進費補助金	2,000,000	2,000,000	
	⑤PCB 処理施設整備事業(公共)	13,644,000	6,300,000	
	⑩石綿廃棄物適正処理方策検討調査 ②天佑介本東京教 (阿尔) (4) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	31,671	0	
	⑰石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 @充業廃棄物処理業が、の見力団状験対策事業書	11,887	11,887	
	<ul><li>⑱産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策事業費</li><li>⑲廃棄物処理施設に対する温暖化対策事業(特会 再掲1−1)</li></ul>	5,000	5,594	
	⑩廃棄物処理が以て対する温暖化対象事業(特会 再物1-1) ⑩廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事		_	
	業(特別会計 再掲:1-1)	_	_	
	②安心・安全な最終処分場の計画的確保事業	0	6,894	
	◎廃棄物処理に係る認定審査体制強化モデル事業(地方環境対	0	8,227	
	策)		·	
	① 法投棄早期対応システム利用費	10,668	10, 668	
<del></del>	②産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業(地方環境対策)	10, 449	10, 421	
	③不法投棄事案対応支援事業	30, 535	30, 535	

		10.150	=0.00 <b>=</b>	
	④不法投棄撲滅運動の展開	13,452	50,697	
	⑤産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	3,970,000	5,770,000	
	⑥バーゼル条約対策費	9,583	31,854	
	⑦アジアにおける資源循環の推進方策に関する戦略的検討	35,396	60,611	
	⑧バーゼル条約95年改正に関する戦略的検討	14,216	14,368	
	⑨アジア資源循環推進ネットワーク形成事業(地方環境対策)	2,813	2,813	
	⑩アジア太平洋地域における電気電子機器廃棄物適正管理事業 拠出金	39,211	41,019	
	⑪特別管理廃棄物処理基準設定費	16,107	16,107	
	⑩クリアランス廃棄物管理システム整備費	8,660	8, 660	
	⑬クリアランス廃棄物対策強化費(地方環境対策)	113	113	
	⑭国際的環境問題対策費(地方環境対策)	1,622	3,243	
	①浄化槽対策推進費(浄化槽指導普及事業費)	28,645	28,716	
	②汚水処理施設の効率的整備促進に関する調査(公共)	18,700	13,000	
	③小規模事業場への浄化槽技術適用調査(公共)	6,000	4,200	
4 0	④循環型社会形成推進交付金(公共)	13,040,000	14,344,000	
4-6	⑤浄化槽管理士国家試験費	3,495	3,566	
	⑥浄化槽整備推進費	50,306	51,972	
	⑦し尿処理システム国際普及推進事業費	0	21,063	

# ⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事 項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策		

# ⑨特記事項

# ⑩各目標に設定された指標について

	4-1-①	資源生産性
	4-1-2	循環利用率
	4-1-3	最終処分量
	4-2-①	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量
	4-2-2	家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率
	4-2-3	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率
	4-2-4	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率
目標番号	4-2-5	資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率
及び指標名	4-2-6	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化
目標番 <del>号</del>		率
及び指標名	4-2-7	(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数
	4-3-①	一般廃棄物の排出量[百万 トン] (国民1人当たり[g/日])
	4-3-2	一般廃棄物のリサイクル率[%]
	4-3-3	一般廃棄物の最終処分量[百万トン]
	4-3-4	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年]
	4-3-⑤	(参考)ごみ発電の総発電能力[MW]
	4-3-6	(参考)ごみ発電の総発電量[GWh]
	4-4-①	産業廃棄物の排出量

4-4-2	産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率
4-4-3	産業廃棄物の最終処分量
4-4-④	産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量
4-4-⑤	高圧トランス等(PCB 廃棄物)の保管量
4-5-①	産業廃棄物の不法投棄件数
4-5-2	産業廃棄物の不法投棄量
4-5-3	5,000トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数
4-5-4	(参考)バーゼル法輸出承認件数
4-5-⑤	(参考)バーゼル法輸入承認件数
4-5-6	(参考)廃棄物処理法輸出確認件数
4-5-7	(参考)廃棄物処理法輸入許可件数
4-6-①	浄化槽処理人口普及率[%]
4-6-2	(間接)合併処理浄化槽設置基数[基]
4-6-3	(参考)11条検査受検率(単独処理浄化槽を含む)[%]

- 4-1-①:GDP/天然資源等投入量
- 4-1-②:循環利用量/(循環利用量+天然資源等投入量)
- 4-1-③:廃棄物最終処分量
- 4-2-①: 容器包装リサイクル法に基づき、市町村等による容器包装廃棄物の分別収集の状況
- 4-2-②:家電リサイクル法に基づき、製造業者及び指定法人等が再商品化等を実施した状況
- 4-2-③:食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者が再生利用等を実施した状況
- 4-2-④:建設リサイクル法に基づき、受注者等が特定建設資材の再資源化等を実施した状況
- 4-2-⑤: 資源有効利用促進法に基づき、各事業者がパソコン及び小形二次電池を自主回収及び再 資源化した状況
- 4-2-⑥:自動車リサイクル法に基づき、自動車製造業者等が引き取った自動車破砕残さ又はガス発生器(エアバッグ類)について再資源化等を実施した状況
- 4-2-⑦:容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施している市町村の状況
- 4-3-①:一般廃棄物の排出量は、市町村が回収する「計画収集量」、住民等が直接搬入する「直接搬入量」、住民団体により回収する「資源ごみの集団回収量」の総和である。
- 4-3-②:一般廃棄物のリサイクル率(%)は、〔直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量〕÷〔ごみの総処理量+集団回収量〕×100で表される。
- 4-3-③:一般廃棄物の最終処分量は、焼却灰等中間処理後の埋立量と直接埋立量の総和である。
- 4-3-④: 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、個々の焼却施設の年間焼却量、ごみ 1tあたりの乾き排ガス量及び排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果を用いて推計した 値である。

# 4-3-⑤:ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行う能力の総和であり、対象施設は、市町村・事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。

- 4-3-⑥:ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行った 発電量総和であり、対象施設は、市町村・事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工 された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。
- 4-4-①:事業者からの産業廃棄物の排出量
- 4-4-②:産業廃棄物排出量のうち、リサイクルされた割合
- 4-4-③:産業廃棄物排出量のうち、最終処分された割合
- 4-4-④:産業廃棄物焼却炉からの年間ダイオキシン類排出量
- 4-4-(5): 事業者が保管している高圧トランス等の保管量
- 4-5-①:産業廃棄物に係る廃棄物処理法第16条違反の不法投棄事案の新規発覚件数
- 4-5-②:産業廃棄物に係る廃棄物処理法第16条違反の不法投棄事案の新規発覚量
- 4-5-③:4-5-①のうち、1件あたりの不法投棄量が 5,000 トンを超えるもの
- 4-5-④:バーゼル法の規制対象物の輸出に対する許認可件数
- 4-5-⑤:バーゼル法の規制対象物の輸入に対する許認可件数
- 4-5-⑥:廃棄物処理法の規制対象物の輸出に対する許認可件数

# 指標の解説

4-5-⑦:廃棄物処理法の規制対象物の輸入に対する許認可件数 4-6-①: 浄化槽普及人口の総人口に対する割合 4-6-②:現在設置されている合併処理浄化槽数 4-6-③:浄化槽法第11条に基づく定期検査の受検者の割合 4-1-①~③:循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月) 4-2-①、⑦:平成 19 年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績に ついて 4-2-②: 平成 19 年度における家電リサイクル実績について(平成 20 年 6 月3日報道発表資料) 4-2-③: 平成19年食品循環資源の再生利用等実態調査結果の概要(農林水産省ホームページ掲載 4-2-④: 平成17年度建設副産物実態調査結果について(平成18年12月8日国土交通省報道発表) 4-2-⑤: 平成19年度資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施 評価に用い た資料等 状況の公表について(環境省ホームページ掲載資料) 4-2-⑥:産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクル WG、中央環境審議 会廃棄物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議資料 4-3-①~⑥:日本の廃棄物処理 平成 18 年度版 4-4-①~③: 産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成 18 年度実績) について 4-4-④:廃棄物焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度等について 4-4-⑤: PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果について



指標に影響を 及ぼす外部要因 4-2-①、⑦及び 4-6-②: 市町村合併

4-6-①~③: 浄化槽行政組織等調査